

JT-I254
複数加入者付加サービス
〔 Multiparty Supplementary Services 〕

第3版

1997年11月26日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

< 参考 >

1 . 国際勧告との関連

本標準は、1988年のCCITT総会において承認された勧告I.254 (I.254.1)および1992年8月に加速勧告化手続きにより承認されたITU-T勧告I.254 (I.254.2)、1997年5月のITU-T全体会合で承認されたITU-T勧告I.254 (I.254.5)に準拠している。

2 . 上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマター項目

なし

2.3 上記国際勧告より削除した項目

なし

2.4 その他

(1) ITU-T勧告との章立て構成比較表

CCITT勧告	本標準
I.254.1	[]
I.254.2	[]
I.254.5	[]

3 . 改版の履歴

版数	発行日	改版内容
第1版	1989年 4月28日	制定
第2版	1993年 4月27日	1992年8月に加速勧告化手続きにより承認されたITU-T勧告I.254 (I.254.2)の改版に対応する標準を改版する。
第3版	1997年11月26日	1997年5月に加速勧告化手続きにより承認されたITU-T勧告I.254 (I.254.5)の改版に対応する標準を改版する。

4 . 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

目 次

概 要	1
[] 会議通話サービス	2
1 . 定 義	2
2 . 解 説	2
2.1 概 要	2
2.2 特殊用語	2
2.2.1 サービス享受ユーザ、会議主導者、会議参加者、加入者	2
2.2.2 呼識別、加入者識別、接続識別	2
2.2.3 会議の状態	3
3 . 手 順	3
3.1 サービス提供 / 取消	3
3.2 通常手順	3
3.2.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録	3
3.2.2 シーケンスの起動と動作	3
3.3 例外手順	9
3.3.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録	9
3.3.2 シーケンスの起動と動作	9
3.4 代替手順	10
4 . 課金のための網機能	10
5 . 相互接続での要求条件	10
6 . 他の付加サービスとの相互作用	10
6.1 コールウェイティング	10
6.2 コールトランスファ	10
6.3 接続先番号通知	11
6.4 接続先番号通知制限	11
6.5 発信者番号通知	11
6.6 発信者番号通知制限	11
6.7 閉域接続	11
6.8 会議通話	11
6.9 ダイレクトダイヤルイン	11
6.10 着信転送	11
6.10.1 ビジー時着信転送	11
6.10.2 無応答時着信転送	12
6.10.3 無制限着信転送	12
6.11 代 表	12
6.12 三者通話 (図 3 参照)	12
6.13 ユーザ・ユーザ情報転送	12
6.14 複数加入者番号	12

6.15	保 留.....	12
6.16	課金情報通知.....	13
7	動的記述.....	13
[]	三者通話 (3 P T Y)	22
1	定 義.....	22
2	解 説.....	22
2.1	概 要.....	22
2.1.1	三者通話の開始.....	22
2.1.2	三者通話の制御.....	22
2.2	特殊用語.....	22
2.3	テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件.....	22
3	手 順.....	22
3.1	サービス提供 / 取消.....	22
3.2	通常手順.....	22
3.2.1	サービスの活性 / 非活性 / 登録.....	22
3.2.2	削 除.....	22
3.2.3	シーケンスの起動と動作.....	23
3.2.4	照 会.....	23
3.3	例外手順.....	23
3.3.1	サービスの活性 / 非活性 / 登録.....	23
3.3.2	削 除.....	23
3.3.3	シーケンスの起動と動作.....	23
3.3.4	照 会.....	24
4	課金のための網機能.....	24
5	相互接続での要求条件.....	24
5.1	非 I S D N 網との相互接続.....	24
5.2	私設 I S D N との相互接続.....	24
6	他の付加サービスとの相互作用.....	24
6.1	コールウェイティング.....	24
6.2	コールトランスファ.....	24
6.3	接続先番号通知.....	24
6.4	接続先番号通知制限.....	24
6.5	発信者番号通知.....	24
6.6	発信者番号通知制限.....	24
6.7	閉域接続.....	24
6.8	会議通話.....	25
6.9	ダイレクトダイヤルイン.....	25
6.10	着信転送.....	25
6.10.1	ビジー時着信転送.....	25

6.10.2	無応答時着信転送	25
6.10.3	無条件着信転送	25
6.10.4	呼毎着信転送	25
6.11	代 表	25
6.12	三者通話	25
6.13	ユーザ・ユーザ情報転送	26
6.14	複数加入者番号	26
6.15	保 留	26
6.16	課金情報通知	26
6.17	優先割り込み	27
6.18	優 先	27
6.19	悪意呼通知	27
6.20	発信規制	27
6.21	着信課金	27
6.22	サブアドレス	27
7	動的記述	27
	用語一覧 (J T - I 2 5 4 [])	30
[V]	ミート・ミー会議	31
1	定 義	31
2	解 説	31
2.1	概 要	31
2.2	特殊用語	31
2.3	テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件	31
3	手 順	31
3.1	サービス提供 / 取消	31
3.2	通常手順	31
3.2.1	サービスの活性 / 非活性 / 登録	31
3.2.2	サービスの消去	32
3.2.3	シーケンスの起動と動作	32
3.2.4	照会	33
3.3	例外手順	33
3.3.1	サービスの活性 / 非活性 / 登録	33
3.3.2	サービスの消去	33
3.3.3	シーケンスの起動と動作	33
3.3.4	照会	33
4	課金のための網機能	33
5	相互接続での要求条件	33
5.1	非 I S D N との相互接続	33
5.2	私設 I S D N との相互接続	34

6 . 他の付加サービスとの相互作用.....	34
6.1 課金情報通知.....	34
6.1.1 呼設定時の課金情報通知.....	34
6.1.2 通信中の課金情報通知.....	34
6.1.3 呼終了時の課金情報通知.....	34
6.2 保留.....	34
6.3 コールトランスファ.....	34
6.4 コールウェイティング.....	34
6.5 閉域接続.....	34
6.6 再呼出し.....	34
6.6.1 無応答時再呼出し.....	34
6.6.2 話中時再呼出し.....	34
6.7 会議.....	35
6.7.1 会議通話.....	35
6.7.2 ミート・ミー会議.....	35
6.7.3 プリセット会議通話（未標準）.....	35
6.7.4 三者通話.....	35
6.8 着信転送.....	35
6.8.1 呼毎着信転送.....	35
6.8.2 ビジー時着信転送.....	35
6.8.3 無応答時着信転送.....	35
6.8.4 無条件着信転送.....	35
6.9 ダイレクトダイヤルイン.....	35
6.10 通信中ベアラ切替え.....	35
6.11 I S D Nフリーフォン（未標準）.....	35
6.12 代表.....	36
6.13 悪意呼通知.....	36
6.14 優先割り込み.....	36
6.15 複数加入者番号.....	36
6.16 名前通知.....	36
6.16.1 発信者名通知.....	36
6.16.2 発信者名通知制限.....	36
6.17 番号通知.....	36
6.17.1 発信者番号通知.....	36
6.17.2 発信者番号通知制限.....	36
6.17.3 接続先番号通知.....	36
6.17.4 接続先番号通知制限.....	36
6.18 発信規制.....	36
6.19 着信課金.....	36
6.20 サブアドレス.....	36

6.21 私設番号計画サポート	37
6.22 端末移動	37
6.23 ユーザ・ユーザ情報転送.....	37
用語一覧(J T - 2 5 4 [])	38

概 要

本標準の目的は、TTC標準JT-I210で与えられた手法を用いてITU-T勧告I.130で定義される方法のステージ1のサービス記述を与えることである。

付加サービスは、文章による定義と解説(ステップ1.1)および動的記述(ステップ1.3)によって記述する。

ITU-T勧告I.140に定義されるような属性による記述法の本標準への適用は、今後の検討課題である。

本標準は、以下の複数加入者付加サービスを記述する。

- JT-I254 会議通話(CONF)サービス
- 三者通話(3PTY)サービス
- ミート・ミー会議

[] 会議通話サービス

1. 定義

会議通話（CONF）は、1つのユーザが複数の加入者と同時に通話でき、また、相互通話が可能なISDN付加サービスであり、ここでは、主として会議通話を形成するために用いられる接続の確立、および操作について述べる。従って、これは多くのタイプの会議通話（例：音声、データ、ビデオ、マルチメディア）への応用が期待できる。この規定は会議のタイプを詳述するが、会議の機能（特に、音声以外のもの）の制御についてはこの標準の範囲外である。ここでは、アドオン会議通話サービスの動作についてのみ記述し、その他の会議通話形式（例：“ミート・ミー”）は記述しない。

2. 解説

2.1 概要

会議通話が起動されると、会議の資源（例：“ブリッジ”）はそのユーザに割り当てられ、サービス要求によって指示される全ての呼が会議に付加される。一旦、会議が始まると、加入者が増えたり、減ったり、隔離（会議通話の禁止）されたり、復帰したり、分離（会議からは離脱するが、会議主導者への接続状態は維持）されたりするかもしれない。主導者は、会議接続を保留したり、保留解除したり、終了したり、自身で切断することができる。

2.2 特殊用語

2.2.1 サービス享受ユーザ、会議主導者、会議参加者、加入者

会議通話の起動の間、サービスは“サービス享受ユーザ”、即ち、サービス加入者、あるいは、加入を必要としない場合には、サービスを起動した人、の支配下にある。一旦、会議が始まると、サービスは“会議主導者”（殆どの場合にはサービス享受ユーザ）によって支配される。ただし、主導権が移動した場合（主導権移動は、将来予想される拡大サービス）には、“サービス享受ユーザ”以外の加入者の支配下におかれる場合もある。会議主導者以外の加入者を“会議参加者”と称し、会議通話に加わった者は“加入者”とみなす。

2.2.2 呼識別、加入者識別、接続識別

(1) 呼識別

サービス享受ユーザ（主導者）の呼に対する参照番号であり、自身もその呼の加入者である（例：1．会議通話それ自身、2．会議に加えられる呼、3．会議から加入者を分離している状態の呼）。

(2) 加入者識別

サービス享受ユーザ（主導者）の、特定の加入者としての参照番号。

(3) 接続識別

サービス享受ユーザ（主導者）の、特定の接続（特定の加入者）としての参照番号であり、複数の加入者が、1つの与えられた呼（例えば会議通話）に関与することができ、更に一人の加入者に対し、複数の接続（例えば、音声・ビデオ同時通話）が可能である点に注意しなければならない。

注：このサービス解説では、一人の加入者には一つの接続のみが存在する、と仮定している。一人の加入者に対する多重接続（例：マルチメディア会議通話）を可能にする手順は、将来的な拡張が期待される。

2.2.3 会議の状態

(1) 会議アイドル

“ 会議起動要求 ” 以前の状態、又は、特別な会議終了後の状態。

(2) 会議作動

特定の会議に会議資源が割り当てられ、少なくとも一人の加入者が会議に接続されている状態。

この接続は通信状態、保留状態のいずれでも良い。

(3) 会議フローティング

会議が主導者を抜きに作動している状態。この状態は、2 又はそれ以上の会議参加者が作動中の会議に存在し、主導者が首尾よくその会議から切り離された場合である。

(図 7 - 1 (6/6) / J T - I 2 5 4 [] 参照)

3 . 手 順

3.1 サービス提供 / 取消

会議通話付加サービスは、サービス提供者との事前処理により提供される。加入時のパラメータには、一つの会議通話に許容できる会議参加者の最大数 (及び、異なる場合にはデフォルト) が含まれる。

(注 : デフォルトは通常 3 であるが、6 あるいはそれ以外の数も可能である。)

サービス享受ユーザが 2 単位以上の会議サービスを申し込み、デフォルト以外の会議の構築を希望するのであれば、その会議に加入者が加わる以前に適当な会議規模を要求しなければならない。

サービスの取り消しは、加入者の要求があった時か、サービス提供者側の理由により、サービス提供者によって行われる。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

適用されない

3.2.2 シーケンスの起動と動作

3.2.2.1 会議通話の開始

(図 7 - 1 (2/6, 3/6) / J T - I 2 5 4 [] 参照)

3.2.2.1.1 起動パラメータ (図 7 - 1 (1/6, 2/6) / J T - I 2 5 4 [] 参照)

会議通話サービスは、サービス享受ユーザによって起動されなければならない。起動要求は、“ 基幹 ” 呼識別、即ちサービス享受ユーザ (または主導者) が、会議通話自身を参照するための呼識別を含んでいなければならない。この呼識別は新規の呼識別でも、会議を形成するために使用される既存呼の呼識別のどちらでもよい。

起動要求には、以下の様な付加情報を含んでもよい。

(1) 会議サイズ

会議への最大参加予定加入者数。(デフォルトと異なる場合)

(2) 既存の呼情報 / 加入者情報 (呼識別 / 加入者識別 / B チャネル接続に関する配置)

既存の呼から一人以上の加入者を、会議の当初から含ませるために、起動要求は呼識別を含まなければならない。オプションで、加入者識別、及び呼に関連する B チャネルがどのように扱われる

べきかに関する情報を含むことができる。

(3) 新規加入者情報（被呼加入者アドレス、その他の“呼設定”情報）

既存呼のない加入者を当初から含ませるために、起動要求は、求める加入者のアドレスを含んでいなければならない。オプションで、通常の呼接続要求に含まれる他の情報を含むことができる。

注：通常の呼接続要求では必須となっている情報（例えば“伝達能力”）が（例えば会議のタイプから）推察されるので、この場合には必須でなくてもよい。

(4) 接続要求

通信状態、保留状態のいずれかである。この要求が、サービス享受ユーザの会議への最初の接続を決定する。

(a) 通信状態指定

() 指定のBチャンネル

指定の望ましい（変更可）/限定的な、Bチャンネルが、会議への接続を瞬時に確立するために用いられるべきである。

() 使用可能な任意のBチャンネルが使用されてもよい。

(b) 保留状態指定

() 予約Bチャンネル

（後から）会議に接続するために、一つのBチャンネルを予約しておかなければならない。

() 予約Bチャンネルなし

この場合、Bチャンネルは予約または割当てがない。サービス享受ユーザは、会議への参加要請があった場合には、後で1つのBチャンネルを解放しなければならないかもしれない。

(5) 会議タイプ

一般的には、会議成立条件の検証中における伝達能力の整合性のチェックによって、要求される会議のタイプを推定することができる。ここでは“音声”と仮定する。他の会議タイプでは、特殊なブリッジの設備、及び又は、上位レイヤ制御が必要になるかもしれない。

(6) 会議ブリッジの位置

会議ブリッジをある指定位置（例えば、いくつかの会議参加者グループに近接した位置）に置くことを要求できるべきである。会議ブリッジの遠隔地への設置のための手順は、将来的な拡張が期待される。

3.2.2.1.2 起動パラメータのためのデフォルト

上述した情報のうちどれかが起動要求の中に含まれていないと、以下のデフォルト状態になる。

(1) 会議サイズ

加入時に指定したデフォルトの会議サイズ（サービス享受ユーザが加入時にそれを指定した場合）、又は、加入時の最大の会議サイズ（デフォルトの会議サイズが指定されない場合）、又は、サービス提供者指定の最大会議サイズ（サービス享受ユーザがサービスに加入していなかった場合）となる。

(2) 既存の呼情報 / 加入者情報

(a) 呼識別

基幹呼識別以外に呼識別が指定されないと、当初、既存の呼は会議に含まれないであろう。

(b) 加入者識別

これが指定されていない場合、指示された呼識別の各加入者（サービス享受ユーザ以外）は、

当初、会議に含まれる。

(c) Bチャンネル接続の配置

配置情報が含まれていないと、サービス提供者が会議通話へのサービス享受ユーザの接続のために使用の選択をしない限り、Bチャンネル接続に関しては割当てられない（例：マルチメディア会議）。

(3) 新規加入者情報

(a) 被呼加入者アドレス

指定されていない場合、いかなる新規加入者も、当初、会議に含まれることはない。

(b) その他の“呼設定”情報

今後の検討課題

(4) 接続要求

接続情報が含まれない場合は、当初、サービス享受ユーザが通信状態で会議への接続を希望しているものとみなされ、使用可能なBチャンネルが使用されるかもしれない。

(a) サービス享受ユーザが、通信状態で会議への接続を指示しても、“指定Bチャンネル”又は、“使用可能な任意のBチャンネル”の指示をしていない場合、使用可能なBチャンネルの利用が仮定される。

(b) サービス享受ユーザが、保留状態で会議への接続を指示しても、“予約Bチャンネル”又は、“予約Bチャンネルなし”を指示していない場合、Bチャンネルは予約されているものとみなされる。

(5) 会議タイプ

指定されていない場合、サービス提供者は含まれる呼の伝達能力から最適な会議タイプを推定しようと試みる。パラメータが与えられなければ、その会議タイプはデフォルトの“音声”であろう。

(6) 会議ブリッジ位置

指定されていない場合、サービス提供者は、要求のあった時点で包含されるべき呼を考慮した上で、会議ブリッジを最適な位置に配置しようとする。

3.2.2.1.3 手順

会議要求がなされた時点で、会議通話の呼が設定される。

サービス提供者は、会議通話への資源割当て要求を受けると、要求された会議が確立されるかどうかの検証を行う。この手順を“会議の成立条件”と言う。会議の成立条件は伝達能力の適合性の検証、付加サービス適合性の検証、付加される接続状態が受容可能かどうかの検証、及び会議/網資源が利用可能かどうかの検証を含んでいる。会議の成立条件が首尾よく完了すると必要な資源が割り当てられる。

会議要求が成功すると、会議要求の中で参照される既存の適当な呼の全てが、会議に加えられる。（注：既存の呼からの追加加入者は、遠隔ブリッジや通信経路変更には限度があるため、全ての場合にうまくいくとは限らない。）

指定された加入者が支障無く会議に加わった後、使用されないBチャンネルは全て解放され単一加入者の呼は全て解放される。

サービス提供者は会議要求の付加情報（オプションパラメータ）をチェックする。会議要求にこのオプションパラメータが含まれていないと、デフォルト値が使用される。加えて、接続要求パラメータが含まれておらず、追加加入者が通知されない場合（即ち、 $m = 0$ 、 $n = 0$ ）、サービス提供者は、サービス享受ユーザにさらに会議要求手順を続行するよう促す。

(1) 手順促進あり

会議要求において、参照される既存呼（基幹呼識別以外）の数がゼロで、主導者の接続要求が含まれていない場合、サービス享受ユーザ側から見ると、会議は保留状態におかれ、さらに会議要求

手順を続行するよう促されるであろう。(即ち、追加加入者手順が自動的に開始される。)

(2) 手順促進なし

会議要求において、参照される既存呼(基幹呼識別以外)の数が1以上か、又は主導者の接続要求が指定されている場合、参照された呼は自動的にこの時点で作動状態にある会議に接続される。サービス享受ユーザの会議への接続もまた、主導者が会議への接続を保留状態にするよう指示していなければ、作動状態にある。

会議を(サービス享受ユーザ側から見て)保留状態にするか否かの決定は、参照された既存呼の数には関係なく、会議要求の中で受信される情報に基づく。

3.2.2.2 個々の加入者の管理(図7-1(2/6, 3/6)/JT-I254 []参照)

ある加入者を管理する場合、主導者は、呼識別/加入者識別の両方を指定する必要がある。もし加入者の指定がなければ、サービス提供者は基本的に、要求が表示された呼識別に関係する全ての加入者に適用されるものとみなす。(例外として、加入者離脱命令において加入者識別が指定されていない場合は、最後に会議に加わった加入者が離脱させられる。)

会議が作動状態にある時、会議主導者は、その会議に関与する加入者を管理するために以下のオプションを持つ。

(1) 新規加入者の追加

会議主導者は、会議通話を開始する時と同様の手順によって、既存の会議通話に新たな加入者を追加することを要求できる。

新規加入者の追加要求に際して、会議主導者は自動的に会議を保留状態におく。サービス提供者はその追加要求の付加情報に関して検証する。即ち、会議主導者が、新規加入者が加わった後、その会議を保留状態のままにしておくつもりか否かを検証するのである。いかなる情報も受信されない場合、サービス提供者はサービスのデフォルト値を使用するであろう。

保留状態にある時、会議主導者は新規加入者のアドレス、又は既存呼の呼識別を通知することができる。(図7-1(2/6)/JT-I254 []参照)

(a) 新規の呼

サービス提供者は、主導者が提示したアドレスによって通知される新規加入者への接続を確立する。呼が確立すると、主導者はこの新たな呼に接続される。(呼の確立が失敗したり、呼が切断された場合、主導者は“追加加入者”要求の中の接続要求パラメータに基づいて作動状態の会議へ戻ってもよいし、戻らなくてもよい。)

注: 会議ブリッジを経由してこの接続が確立するので、サービス提供者は、遠隔ブリッジや通信経路変更に伴う諸問題を回避するかもしれない。

(b) 既存呼

呼識別が存在する場合、主導者は会議に加えらるべき呼識別を通知する。通知された呼にある加入者は、直ちに会議に加えらる。呼識別に関連して加入者識別が与えられた場合には、指定の加入者が指定の呼から分離され、会議に加えらる。加入者識別が与えられない場合は、指定の呼の全ての加入者が会議に加えらる。

注: 既存呼からの加入者の追加は、遠隔ブリッジや通信経路変更に限度があるため全ての場合にうまくいくとは限らない。

(2) 加入者の離脱

会議主導者は、ある指定の加入者を会議から外すことを要求でき、会議主導者とその加入者との連絡は完全に断たれる。加入者識別が指定されない場合は、（認識可能ならば）会議に最後に加わった加入者が離脱されるべきものとみなされる。加入者が離脱した後で、会議参加者（会議参加者とは会議主導者以外の加入者）がなくなると、会議は“会議作動”の状態（会議主導者のみが接続したまま）で保持される。加入者が離脱した後、一人の会議参加者が残された場合、サービス提供者は、オプションで“通常”の二者間通話を形成し、会議資源を解放するか、または“会議作動”の状態（会議主導者が一人の会議参加者と接続している場合にのみ）を維持できる。

（図7-1（3/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

(3) 加入者の分離

会議主導者は、ある指定の加入者を会議から切り離させる一方、会議主導者への接続は存続させることを要求できる。この要求を満たすためには網が、会議主導者と指定の加入者間の呼に、新たな呼識別を確立する必要がある。なぜならば、その加入者は既に会議通話に関与していないからである。加入者の分離要求には2つのパラメータが必要である。

(a) 呼識別（会議通話）

(b) 加入者識別（指定の加入者）

“加入者の分離”要求は、主導者の会議への接続を保留状態にし、指定の加入者に対する主導者の接続は通信状態にする。（図7-1（3/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

(4) 加入者の隔離

会議主導者は、ある指定の加入者を接続したまま、会議への通信ができないようにすることを要求できる。指定加入者のアクセスチャネル（例えばBチャネル）の状態（例えば作動、または保留）は、名目上、その加入者の支配下におかれるので、この隔離要請によって影響を受けない。

（図7-1（3/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

(5) 加入者の復帰

会議主導者は、ある指定の加入者を会議に復帰させることを要求できる。この命令が首尾よく実行されると、以前隔離させられていた加入者は、会議に接続されている他の全ての加入者と通話が再開できるようになる。（図7-1（3/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

3.2.2.3 会議の管理（図7-1（4/6, 5/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

加えて、会議主導者は、以下のような方法で会議全体を管理することができる。

(1) 会議の保留

会議主導者は、自身の会議への接続を保留サービスに記述した手順を使用して、保留状態にすることを要求できる。この命令が首尾よく実行された後も、その会議に関与する会議参加者の状態はもとのまま保持される。即ち、相互通話が可能であった者同士はそれを続行することができ、隔離させられていた者は隔離状態のままである。（図7-1（4/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

(2) 会議の保留解除

会議主導者は、会議の保留解除を要求できる（上述の会議の保留を参照）。この命令が首尾よく実行されると、会議参加者の状態は、もとのまま保持される。即ち、相互通話が可能であった者同士はそれを続行することができ、隔離させられていた者は隔離状態のままである。

（図7-1（4/6）/ JT-I 2 5 4 [] 参照）

(3) 問い合わせ

将来的な拡張が期待できるものであるが、これによって会議主導者は会議通話の現在の状態（即ち加入者数、各加入者の識別など）をサービス提供者に問い合わせることができる。この問い合

わせ要求のための情報内容や手順に関しては、まだ定義されていない。

(4) 切断

主導者からの“切断”要求は、主導者を会議から切断させ、場合によってはその会議は終結するかもしれない。主導者側から見れば、この切断の手順は基本呼サービスの解説の中で述べられた手順と全く同じである。もしも、

- (a) 加入者数が3以上であり、
- (b) フローティング会議オプションに加入しており、
- (c) フローティング条件（例：課金）が満たされているならば、

会議はフローティング状態になる。そうでない場合は、会議は終了する（会議終了に示す）。次に述べる“主導者の切断”は、会議が作動状態になることができるのに対して、“切断”は、会議アイドル状態になることができる点で異なる。

“フローティング会議”が実行できない場合、主導者には通知されずに会議資源は解放され、切断の処理が続行される。（図7-1（4/6）/JT-I254〔 〕参照）

(5) 主導者の切断

主導者は、自身を会議から切断させることを要求できる。加入者数が3以上で、主導者が“フローティング会議オプション”に加入しており、課金を受け入れるかその他の規約に抵触していない場合、主導者の接続は切断され、会議はフローティング状態に入る。（即ち残った会議参加者は通話を続行できる。）そうでない場合は、主導者に“主導者の切断”要求が拒否されたことが通知され、会議は、主導者との接続はそのまま作動状態を保持する。

残った加入者は、会議に存在する会議参加者数が1以下になるまで、主導者を抜きにして会議に加わって留まることができる。主導者のいない会議では、会議参加者は各自の接続を、保留、保留解除、離脱することのみ可能である。

切断が要求された時点で、会議に、1又は2の加入者（主導者を含めて）が存在する場合、主導者に切断の要求が拒否されたことが通知され、会議は主導者の接続をそのままにして、作動状態を保持する。（図7-1（5/6）/JT-I254〔 〕参照）

(6) 会議終了

会議主導者は、会議の終結を要求できる。つまり、

- (a) ある特定の会議に関与する全ての加入者を切断し、
- (b) 全ての会議資源を撤収し、
- (c) 呼識別を含む全ての会議通話情報が消去される。

注：“主導者の切断”及び“会議終了”は有用で明確な機能を提供するものであるが、全ての端末機が“切断”機能を含み、通常のユーザの行動（例えば受話機を置く）に対応してその要求を送ることが推奨される。そうすれば以下のような問題を回避するであろう。つまり、主導者が“主導者の切断”要求を遂行できないことの通知を受け取る前に、“受話機を置いて”端末機から離れるかもしれない。“切断”要求は、この時点でその処理を続行し、会議は終結する。

3.2.2.4 会議参加者が行うことのできる操作

（図7-1（5/6）/JT-I254〔 〕参照）

会議作動状態において、会議参加者は、次にあげる操作を行うことができる。

(1) 保留/保留解除

会議参加者自身の会議への接続を保留したり、後で保留解除したりする。

（図7-1（5/6）/JT-I254〔 〕参照）

(2) 会議からの切断

これに関する手順は、名目上、会議参加者が会議主導者からの要求によって離脱させられた場合と同様である。(図7-1(5/6)/JT-I254 []参照)

会議参加者による上述の行為についての表示は、会議主導者に提供されるべきである。参加者が他の会議参加者の行為について、表示を受信するか否かについては今後の検討課題である。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

適用されない

3.3.2 シーケンスの起動と動作

3.3.2.1 会議通話の開始

ユーザが会議通話の起動を試み、サービス提供者がその要求に応じることができない場合、サービス提供者は要求を拒否し、その拒否理由の説明を行う。要求に従えない理由は以下の様なものである。

- (1) サービスに加入していない。
- (2) 資源が割り当てられない。
- (3) サービス享受ユーザ(或るいは会議参加予定者)の規約に合致しない。
- (4) 会議の成立条件を満たさない。
- (5) 2以上の加入者が呼び出し状態にある。

会議要求において多数の会議参加者が指定され、その中の少数の会議参加者についてのみ会議の成立条件を満たさない場合、サービス提供者は、初期の会議通話成立のため、その少数の会議参加者に対して、会議成立条件を許すオプションを持っている。もしこれが認められない場合は、要求された加入者の会議成立条件が満たされなければ、会議要求は拒否されることになる。

3.3.2.2 個々の加入者の管理

(1) 新規加入者の追加

サービス提供者が“新規加入者の追加”要求を満足できない場合、(例えば、会議通話が既に解放されている場合や、会議参加者数が既に最大数に到達している場合)会議主導者は、その要求が拒否された旨、その失敗理由とともに表示を受信する。

(注：会議の最大数を超える試みがある時、会議規模の変更を許容することは将来的な拡張である。)会議成立条件に関する検証事項のうち、失敗したものは、適当な理由とともに失敗のメッセージが会議主導者のもとに送り返されることになる。

(2) 加入者の分離・隔離

“加入者の分離”“加入者の隔離”の各要求に加入者識別が含まれていない場合、失敗の通知が会議主導者のもとに返される。主導者が、既に隔離状態にある加入者に対する“隔離”要求を送出したり、既に参加している加入者に対する“復帰”要求を送出した場合、網はこの要求を無視する。

3.3.2.3 会議の管理

例外手順は適用されない

3.4 代替手順

適用されない

4．課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5．相互接続での要求条件

適用されない

6．他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

一旦、会議が確立し、以下の様な加入者がコールウェイティングサービスに加入している場合、

- (1) コールウェイティングを活性化させた加入者は、着呼の表示を受信でき、待機呼をうけるために、会議を保留状態にすることができる。
- (2) 会議主導者は、望めば、待機呼に应答し、“既存呼からの加入者の追加”の手順を用いて、その待機呼から加入者を追加することができる。

注：会議主導者が、会議参加者のいずれかが待機呼を受けて、3者通話サービス又は保留サービスのいずれかに加入している場合、この加入者は、コールウェイティング通話と会議とを切り替えることができる。

6.2 コールトランスファ

(1) 会議主導者

会議主導者は、その会議を会議には関与していない加入者のもとに転送してもよい。しかし、“支配権”を転送することはできない(図2a)。会議上の他の加入者に対する会議の制御の転送は、将来的な拡張であり(図2b)、このサービス記述には含まれていない。会議主導者は、自身を会議から切断してもよい(図2c)。そうすると会議は“フローティング”状態(本文参照)になる。

(2) 会議参加者

会議参加者は自身の会議への接続(図2d)を別の加入者に転送することができる。この場合、“ノーマルトランスファ”と“イクスプリシットトランスファ”形式が使用されるべきであり、他の加入者を通信状態にした後でのみ、“転送完了”要求を行うべきである。(これは、コールプログレス信号によって会議が途絶させられることを回避するためである。)新規加入者の識別情報は、可能で制限されていなければ会議主導者に与えられるべきである。

(3) 加入者

会議の加入者は、会議とは独立に、呼を転送、及び転送通話の受信を行ってもよい。会議主導者は、主導者へ転送された通話を、“既存呼からの加入者の追加”手順を用いて加えることができる。(図2e)(本文参照)

会議主導者は、会議への呼を“転送”できる(図2f)。(これは、機能的には図2aに示される場合と類似している。)会議参加者は、既に通信状態にある入力呼を会議に明快地転送することができる(図2f)。しかしこの結果として図2dに示されるように、会議参加者は会議から切断されることになる。それは、“加入者の追加”とは異なるものである。

会議の加入者は、会議を保留状態にして、保留状態にある別の加入者を明快地転送することができる。

例えば、ユーザAは会議通話で作動状態であり、加入者Bとは保留状態であるとする（Bは従って会議には参加していない）。ユーザAは、会議を保留状態にし、加入者Bを“明快に”他の加入者のもとへ転送してもよい。

会議を保留状態にしているどの加入者に対しても呼の転送が可能である。転送呼を受信した会議参加者は、その転送された加入者を会議に加えることはできない。転送呼を受信した会議主導者は、この新しい加入者を会議に加えるための“既存呼からの加入者の追加”手順を用いることができる。

6.3 接続先番号通知

C O L Pにも加入している会議主導者は、加入者が会議の活性化開始時から加わるか、または既存の会議への新規加入者として加えられた時、接続された加入者番号が提示されるべきである。C O L Pに加入している既存の会議参加者は、会議主導者が新規加入者を会議に加えた時には、その新規加入者の番号を受信しない。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

C L I Pに加入している加入者は、次の様な時、会議主導者のアドレスを受信する。

- (1) 会議通話を起動中に“新規加入者”として会議通話に加えられる時、または
- (2) 既存の会議通話に加えられるとき。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

会議主導者及び全ての会議参加者は、同じC U Gに属さなければならない。会議の確立当初、或るいは新規会議参加者を会議に加える時、その加入者が会議への加入を許可される以前に、会議上の全ての加入者のために、C U G規約が検証され、満足されなければならない。

6.8 会議通話

保留サービスにも加入している会議参加者は、2つ以上の会議に接続されてもよい。会議参加者は、一方の会議を保留にして他方の会議を保留解除するというように、会議の切り替えを行うことができる。（三者通話との相互作用についても6.12節に示す）

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 着信転送

転送された呼は、会議主導者によって会議に加えられたり、サービス享受ユーザによって当初、起動された時には、新たな会議の構成員になったりすることができる。

6.10.1 ビジー時着信転送

（6.10節に示す）

6.10.2 無応答時着信転送

(6.10節に示す)

6.10.3 無制限着信転送

(6.10節に示す)

6.11 代表

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話(図3参照)

(ミニマル)三者通話にも加入している会議主導者は、2つの会議に参加することができ、それら2つの会議の切り替えができるべきである(図3a)。2つの会議に加わるために(フル)三者通話を使用可能とすべきではない(図3b)。通常の“加入者の追加”機能を経て会議に加えるための手順は本文中に記述されている。

(ミニマル)三者通話にも加入している会議参加者は、会議と同時にもうひとつ別の通話(これが会議であっても、異なっていてよい)を行うことができ、それらを切り替えること(図3c)ができるべきである。会議参加者が、会議と他の通話(図3d)をブリッジするために、(フル)三者通話を使用することは非常に好ましくないことであり、これを禁止している網もある。その理由は、他の呼にある加入者に関して、会議主導者のもつ制御が減少させられるからである。例えば、会議主導者が、三者通話を起動した会議参加者を会議から離脱させるよう要求した場合、その三者通話に関与する全ての加入者の間の会議接続を離脱させることになる(図3e)。しかし、実際には加入者Dは、切断させられず、依然として、加入者Cとの通信状態を保持する。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

会議主導者は、会議通話の全ての加入者に対し、個別にUUI(サービス3)を送ることができる。また、網によってはオプションで、全ての会議参加者に対して放送型メッセージを伝えることもできる。(注:これは、各会議参加者が明確に識別し得るものと仮定する)UUIは、会議主導者によって、会議参加者から受信される。新規加入者を会議に加える間、会議主導者は新規加入者が会議に参加するまで、この新規加入者との間でUUI(サービス1、2、及び3)を送信、及び受信することができる。

会議参加者は、会議主導者との間でUUI(サービス3、及び通話解除中はサービス1)を送信、及び受信することができる。会議通話に関連して会議参加者の間で、UUIを送信することはできない。(しかし、もし加入していれば、どの2加入者の間でも呼に伴わないUUIを送信できる。)(会議主導者の支配下で)会議参加者が他の全ての加入者に対して、放送型メッセージを送信できるようにすることは今後の検討課題である。会議参加者は、会議主導者に対し、切断復旧フェーズ中のみUUIを送信してもよい。

6.14 複数加入者番号

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 保留

会議を確立する際に、サービス享受ユーザは、確立中の会議通話の会議参加者として保留状態にある加入者を識別してもよい。同様に、会議主導者は自身が保留している加入者を作動中の会議に加えることが

できる。

会議の加入者（A）は、会議を保留状態にして加入者（A）が保留していた他の相手との会議通話を保留解除してもよい。

会議通話、及び保留の両方のサービスに加入していると仮定した場合、加入者は、以下のことをしてもよい。

- (1) 2つ以上の会議の主導者となる。

会議主導者は作動状態の会議を保留状態にした上でもう一方の会議を保留解除することによって、会議の切り替えを行う。

- (2) 1つの会議の主導者となりながら、他方で別の会議参加者となる。

加入者は、作動状態の会議を保留状態にした上で、もう一方の会議を保留解除することによって、会議の切り替えを行う。

6.16 課金情報通知

どちらの付加サービスも他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

7 . 動的記述

本サービスの動的記述を、図7 - 1 / JT - I 2 5 4 [] に示す。

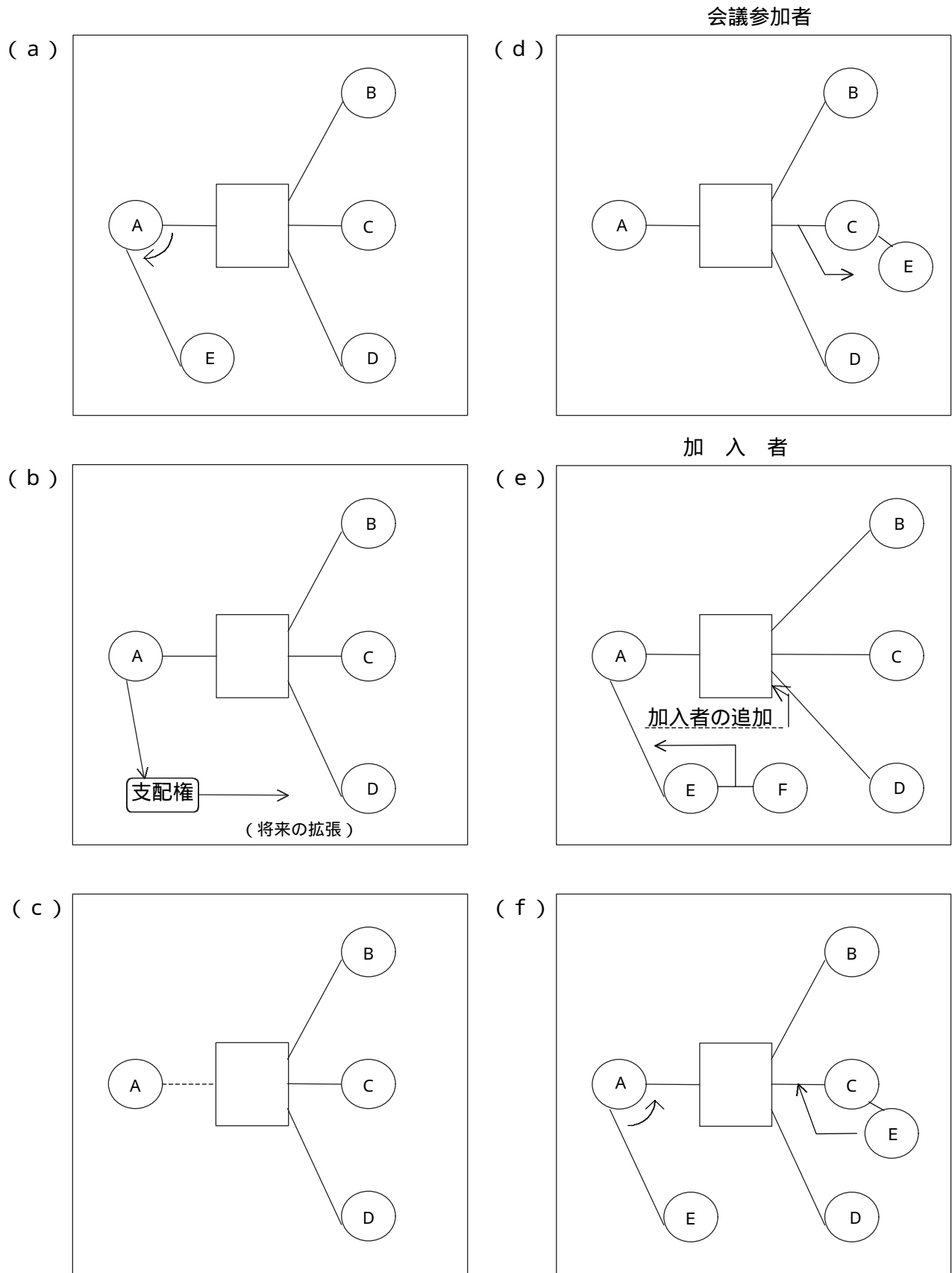


図2 / JT - I 2 5 4 [] 会議通話サービスのコールトランスファとの相互作用
(ITU-T I.254.1)

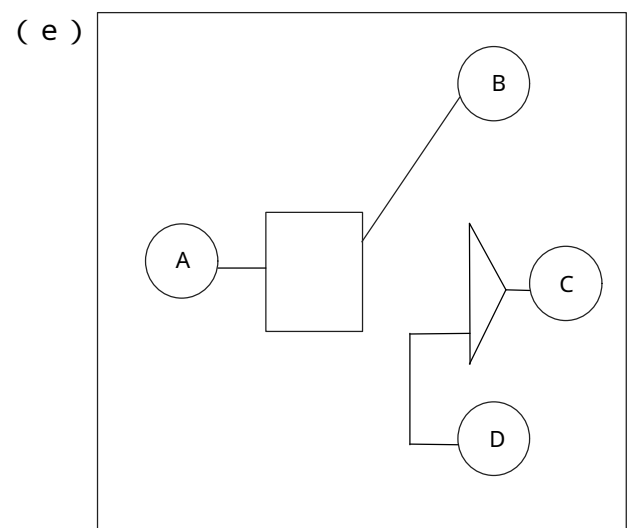
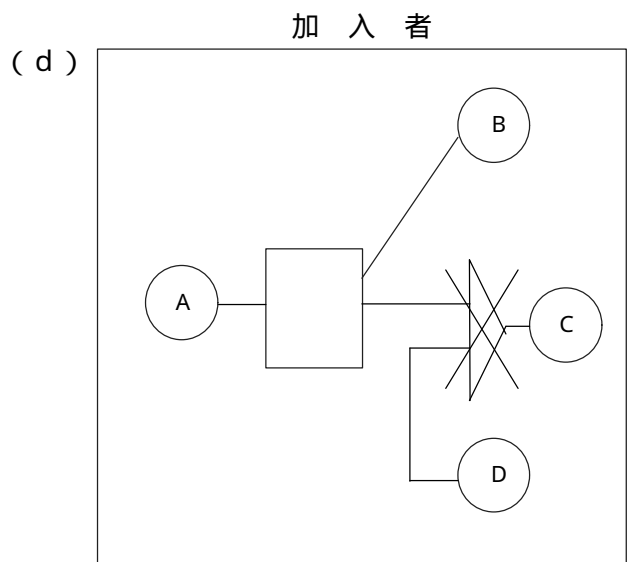
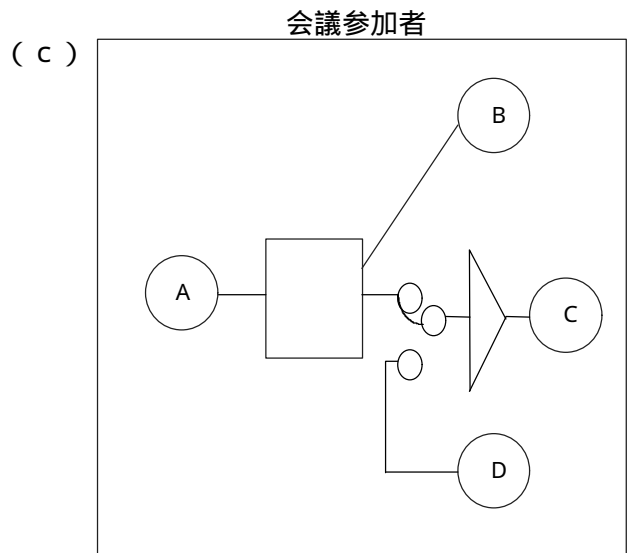
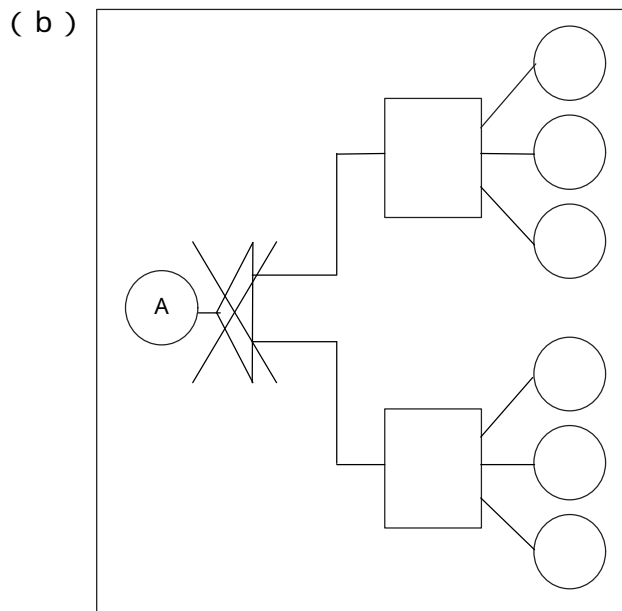
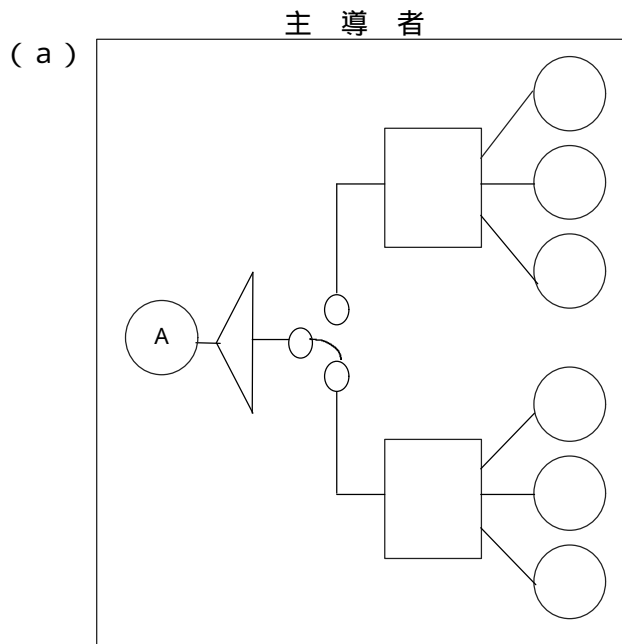
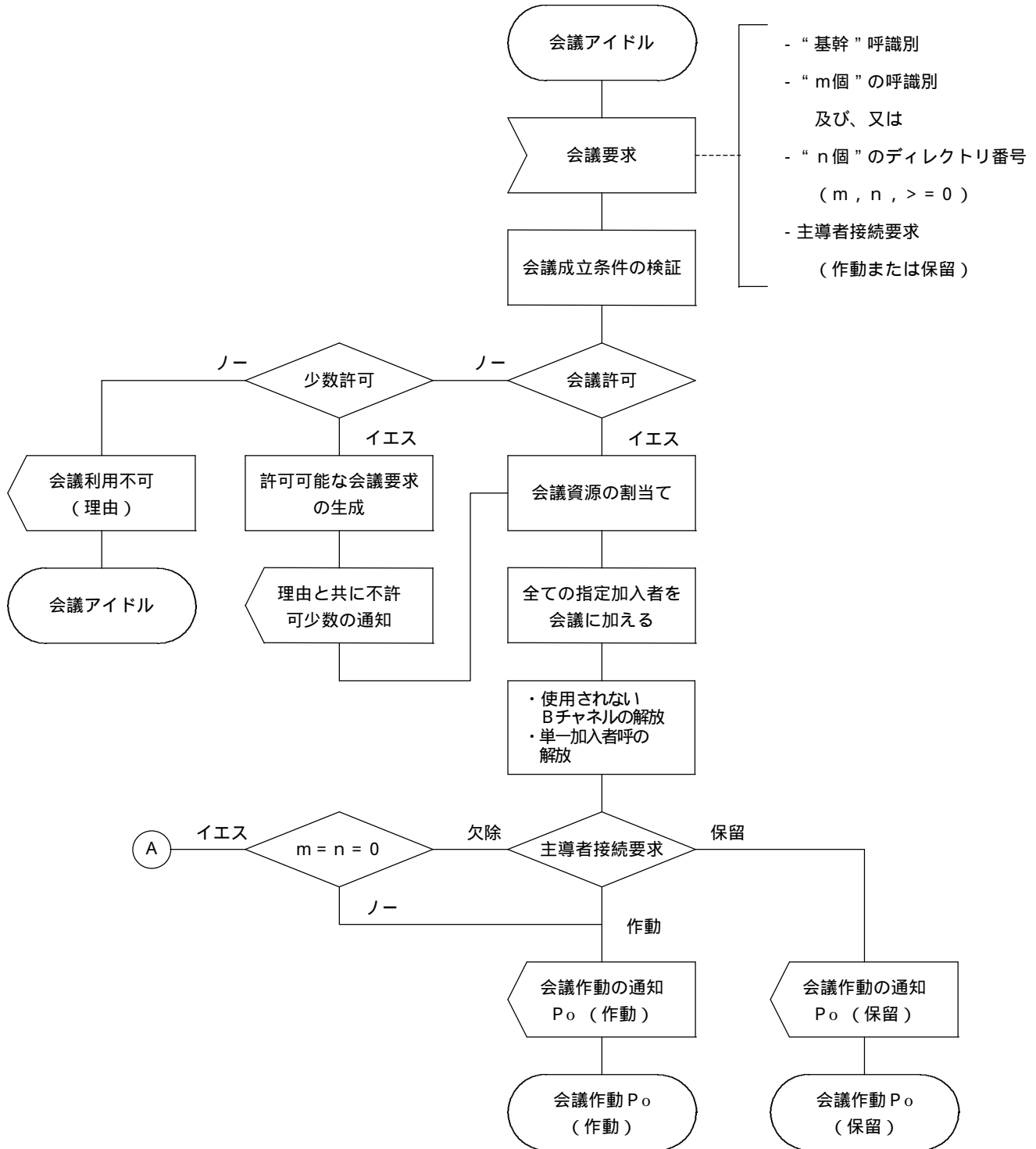


図 3 / J T - I 2 5 4 [] 会 議 通 話 サ ー ビ ス の 三 者 通 話 サ ー ビ ス と の 相 互 作 用
(ITU-T I.254.1)



全体的な注意：会議の状態（即ち、保留、切断など）が変化した場合の表示は、
会議主導者に提供されるべきである。

図7 - 1 / JT - I 2 5 4 [] 会議通話全体SDL図 (1 / 6)
(ITU-T I.254.1)

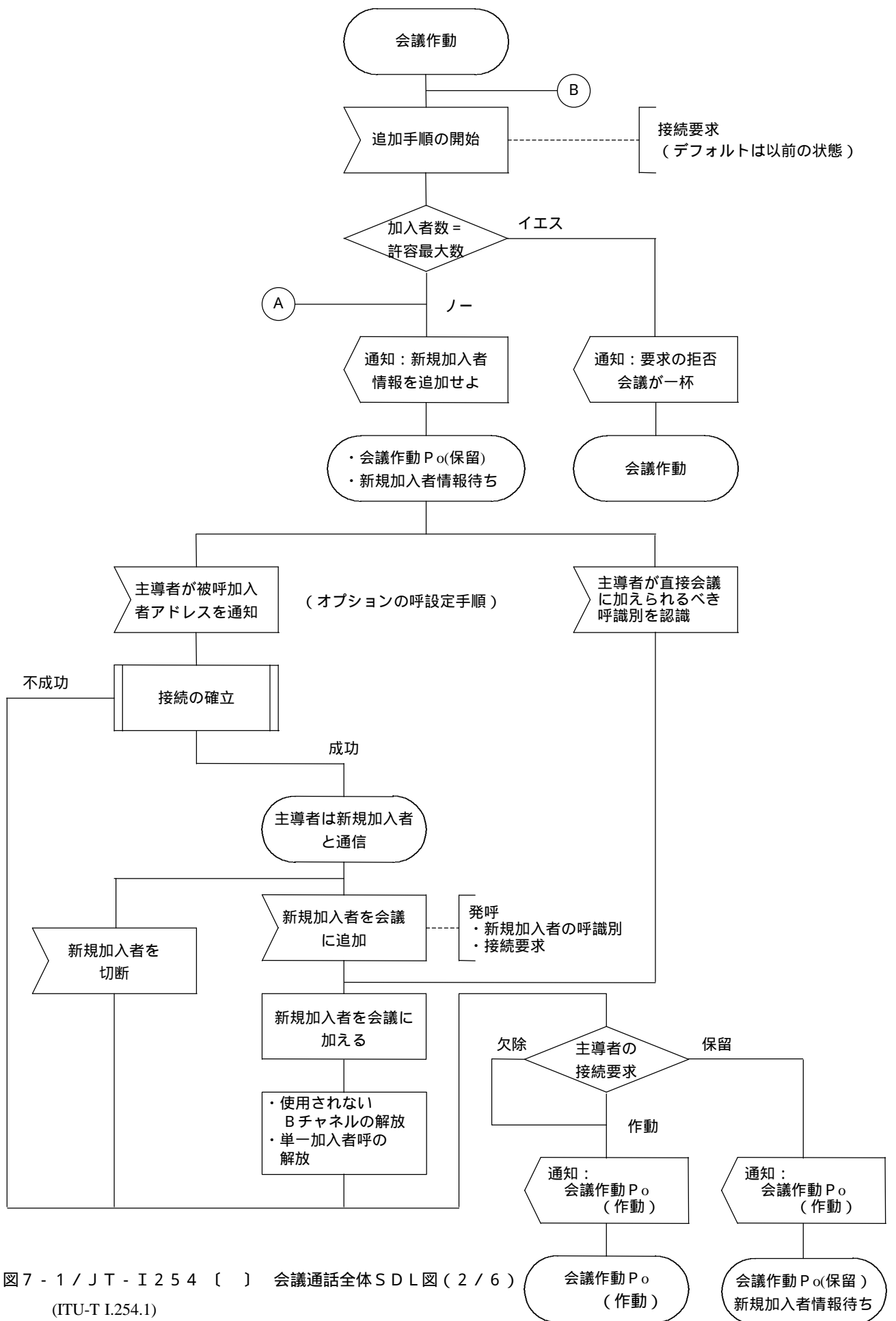
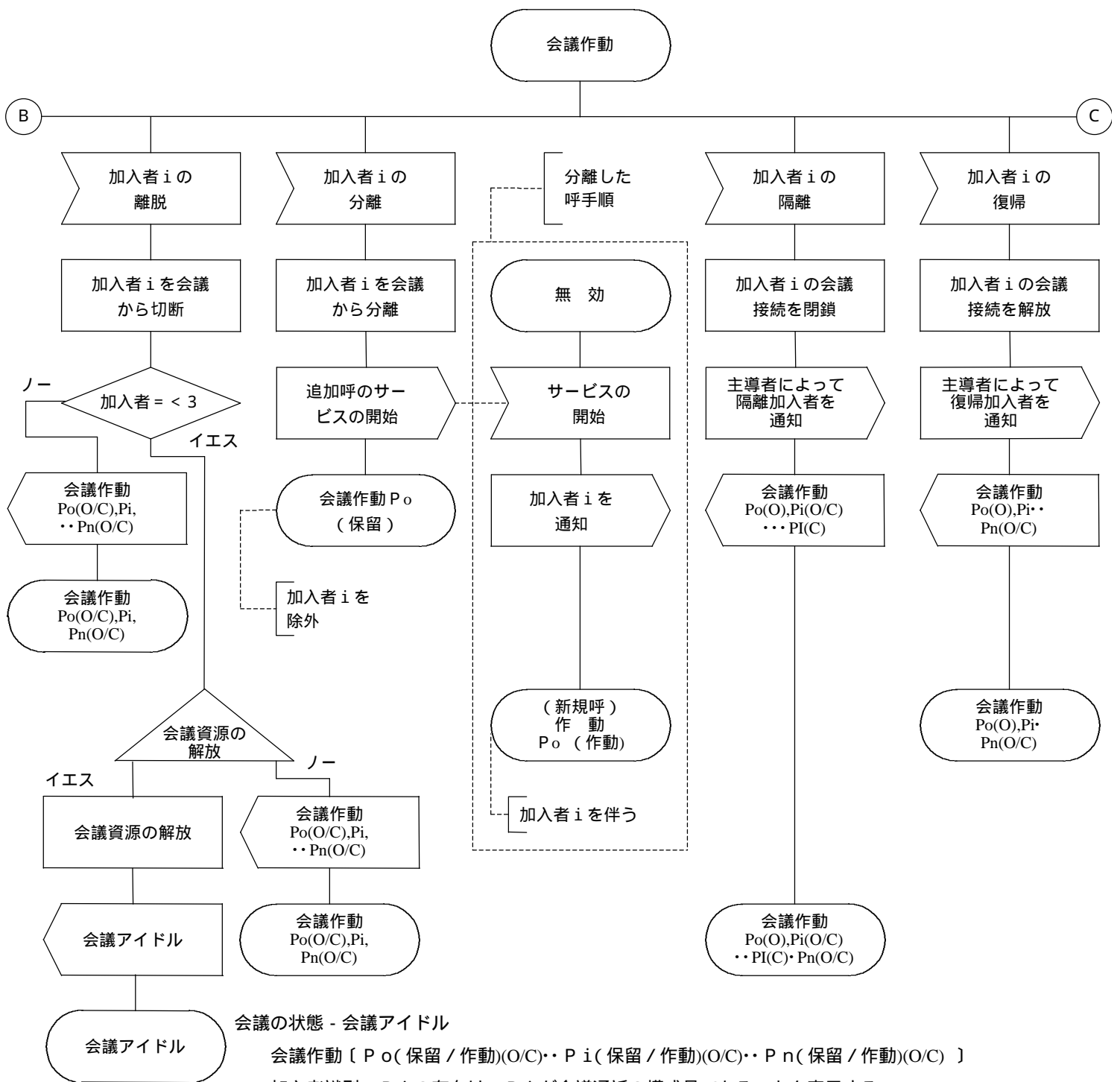


図 7 - 1 / JT - I 2 5 4 [] 会議通話全体SDL図 (2 / 6)
(ITU-T I.254.1)



会議の状態 - 会議アイドル

会議作動 [Po(保留/作動)(O/C) ··· Pi(保留/作動)(O/C) ··· Pn(保留/作動)(O/C)]

加入者識別: Pi の存在は、Pi が会議通話の構成員であることを表示する。

会議ブリッジでの接続: O は解放、C は閉鎖

- (1) 加入者に対する参照を完全にするには、呼識別と加入者識別が必要である。
 加入者識別が欠如すると、主導者を除く呼識別の全ての加入者を意味する。
 接続に対する参照を完全にするには、呼識別と加入者識別と接続識別が必要である。
 接続識別が欠如すると、加入者にとっては全ての接続を意味する。

図 7 - 1 / JT - I 2 5 4 [] 会議通話全体 S D L 図 (3 / 6)

(ITU-T I.254.1)

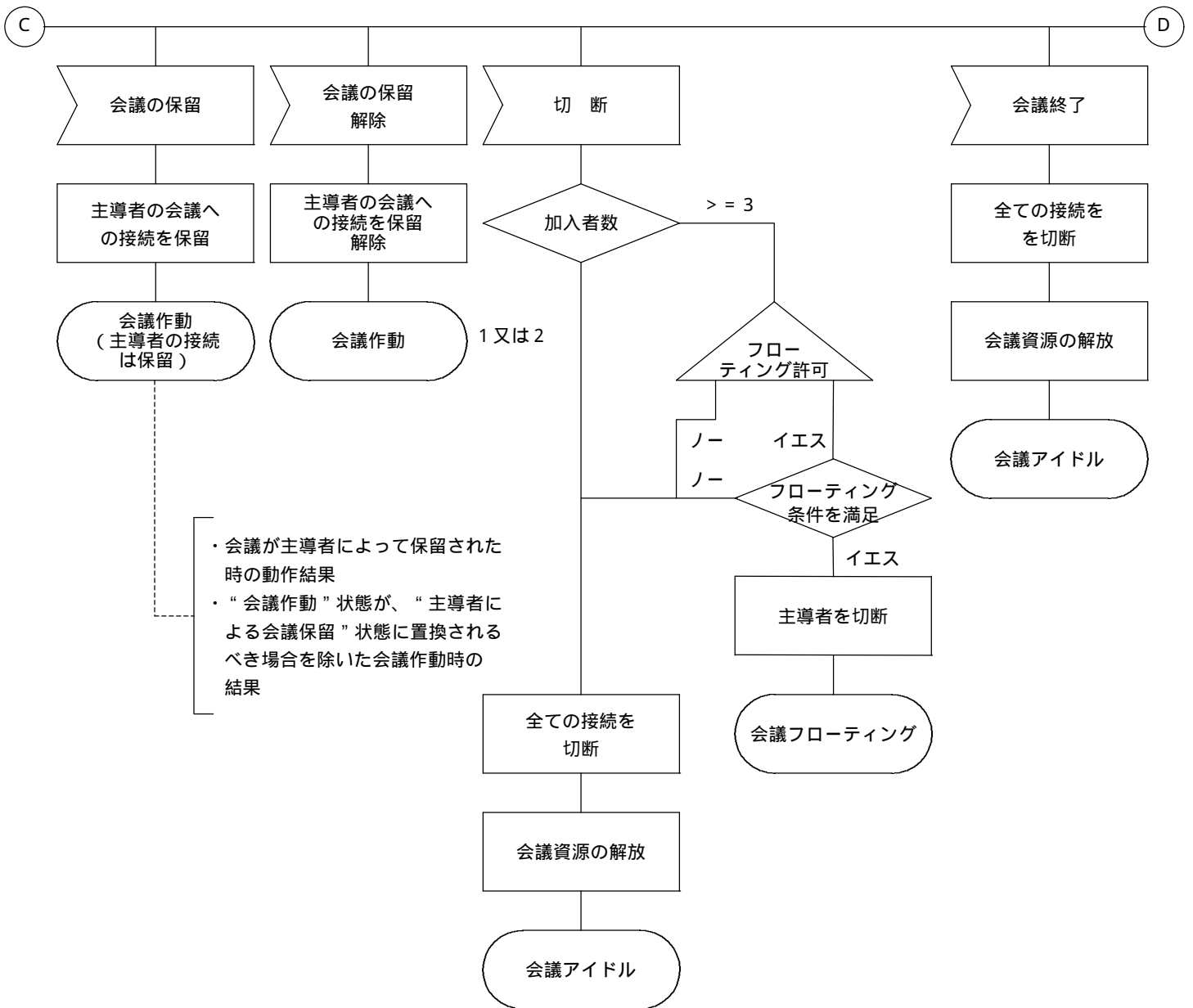


図7 - 1 / JT - I 2 5 4 () 会議通話全体SDL図(4 / 6)
 (ITU-T I.254.1)

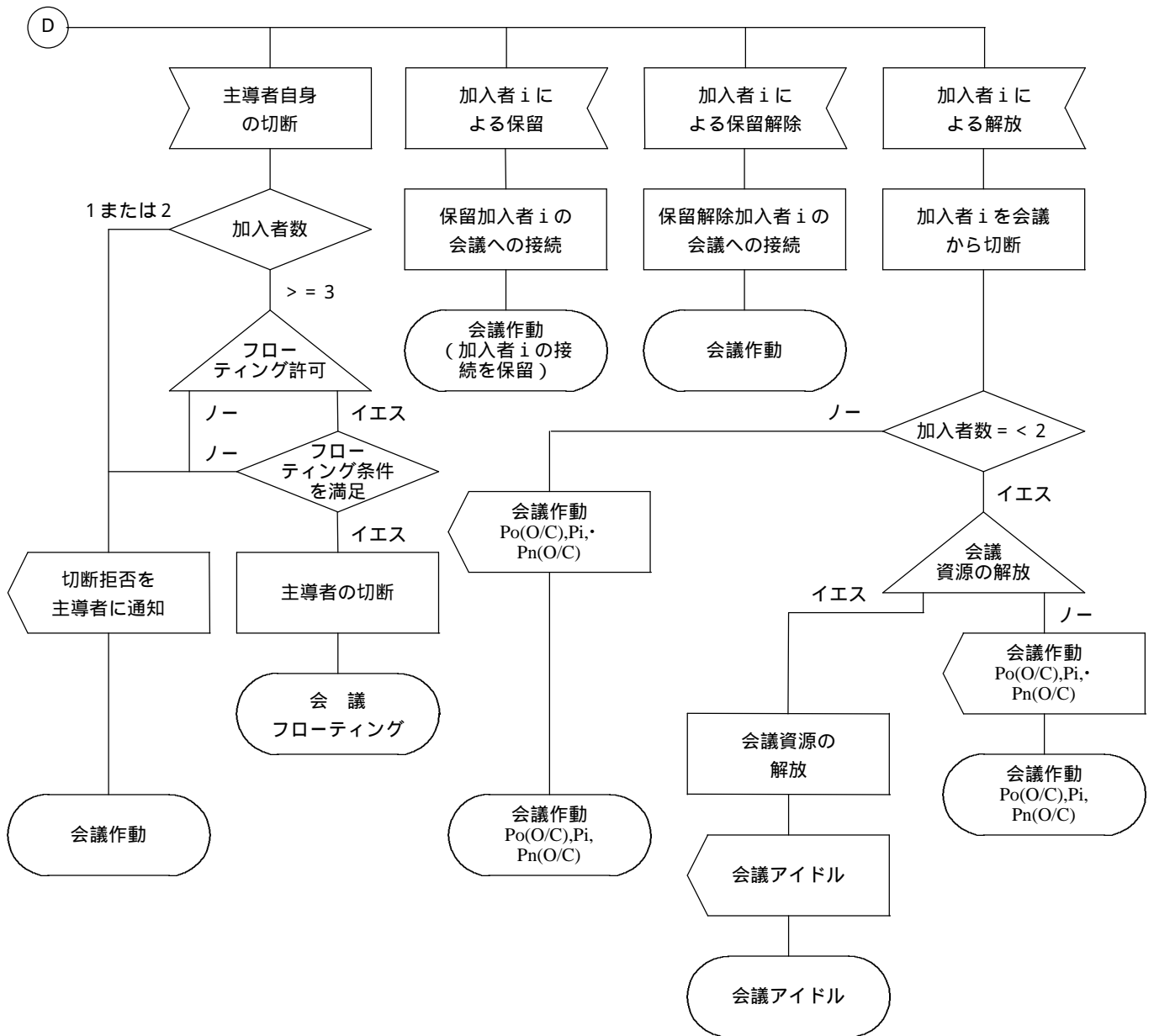


図 7 - 1 / JT - I 2 5 4 [] 会議通話全体SDL図 (5 / 6)
(ITU-T I.254.1)

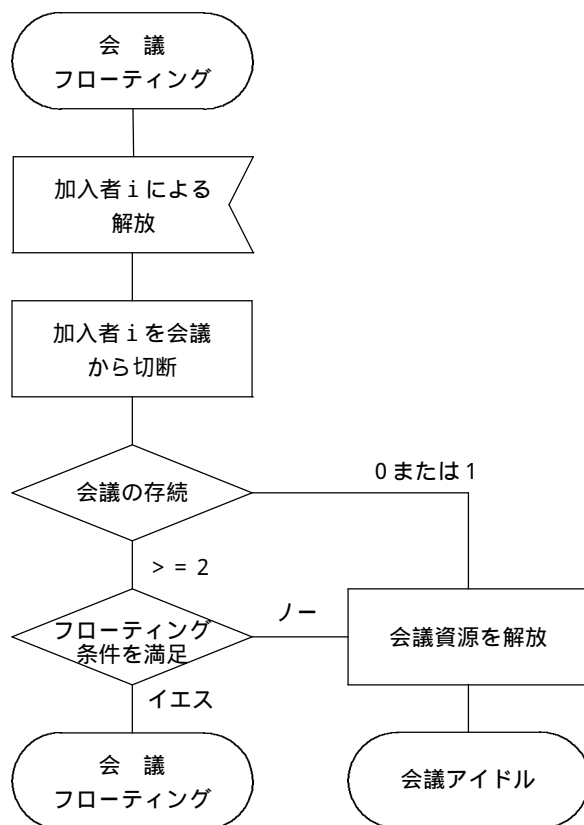


図 7 - 1 / J T - I 2 5 4 [] 会議通話全体 S D L 図 (6 / 6)
(ITU-T I.254.1)

[] 三者通話 (3 P T Y)

1 . 定 義

三者通話はユーザが三者通話、すなわち、サービス対象ユーザと2つの他のユーザ間での同時会話を可能にするサービスである。

2 . 解 説

2.1 概 要

2.1.1 三者通話の開始

着信呼あるいは発信呼である少なくとも2つの呼(1つの通話中呼と少なくとも1つの保留呼)を保有しているサービス対象ユーザ“ユーザA”は、三者通話を要求することにより、通話中呼と保留中呼を接続し、三者通話状態になる。2つの呼は、三者通話の起動に先立って確立されていなければならない。

2.1.2 三者通話の制御

サービス対象ユーザは、三者通話の通信中に以下のことができる。

- 1) 1つのユーザの切断
- 2) 三者通話全体の切断
- 3) 三者通話ユーザとのプライベート通話を行うために、1ユーザの明示的選択

注) このケースは、サービス対象ユーザが三者通話の起動前と同じ2つの呼(1つの通話中呼と1つの保留中呼)の使用状態となる。

三者通話は、上に示されたユーザの動作で解除される。

2.2 特殊用語

サービス対象ユーザ：三者通話の起動時および三者通話中にサービスの主導権を持っており、サービスを起動したユーザ。このユーザをユーザAとする。

リモートユーザ(ユーザBとユーザC)：三者通話に参加している2つの呼(ユーザAに対してユーザBとC)に関係するユーザ。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

三者通話は、音声を伝送できる全てのテレコミュニケーションサービスに適用される。

3 . 手 順

3.1 サービス提供 / 取消

三者通話は、サービス提供者との事前の取り決めが必要である。

サービスの取り消しは、加入者の要求があった時、あるいは、サービス提供者の理由により行われる。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

適用されない。

3.2.2 削 除

適用されない。

3.2.3 シーケンスの起動と動作

3.2.3.1 三者通話の開始

少なくとも2つの呼（1つの通話中の呼と、少なくとも1つの保留呼）を保有しているサービス対象ユーザ“ユーザA”は、サービス提供者に通話中の呼と指定された1つの保留中の呼を接続して三者通話にすることを要求できる。2つの呼は、三者通話の起動に先立って確立していなければならない。

注）2つの呼の両立を保証するのは、サービス対象ユーザの責任である。

3.2.3.2 三者会議の管理

サービス対象ユーザ：三者通話中に、サービス対象ユーザは、以下のことが出来る。

- 1) 1つのユーザの切断。これによりサービス対象ユーザと他のユーザの間の1つの通話中の呼になる。三者通話は、自動的に終了する。
- 2) 三者会議全体の切断。両方の呼が解放される。
- 3) 三者通話ユーザとのプライベート通話を行うための1ユーザの明示的選択。

これは、三者通話を終了（すなわち三者通話で割り当てられたリソースの解放）することになる。

サービス対象ユーザは、その後通話を継続するユーザを明示的に指示できる。その他のユーザとの呼は保留される。

注）再度サービス対象ユーザが、三者通話に2つの呼を結合する場合は、三者通話を再び要求しなければならない。

他のユーザ（BとC）：リモートユーザ（BとC）のどちらも、三者通話を切断でき、それにより三者通話が終了する。サービス対象ユーザと他のユーザ間には、ただ一つの通話中呼が残る。三者通話の全ての参加者は、このサービスの起動と解除の通知を受ける。

注）ある暫定期間中に、ある網はリモートユーザへの通知を提供しないことがある。

3.2.4 照会

適用されない。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

適用されない。

3.3.2 削除

適用されない。

3.3.3 シーケンスの起動と動作

サービス対象ユーザが三者通話を実行しようとしても、サービス提供者が要求を受け付けることができない場合は、サービス提供者は該当する理由で要求を拒否する。

拒否可能な理由として以下がある。

- ・ サービスに加入していない。
- ・ 資源の割当がない。
- ・ 加入者制限を満たしていない。（例えば、閉域ユーザグループ付加サービスに加入の場合）
- ・ 呼が適切な状態でない。（例えば、2つの呼が保留されている）

要求が拒否された場合、呼は三者通話の起動以前と同じ状態を継続する。

3.3.4 照会

適用されない。

4．課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5．相互接続での要求条件

5.1 非ISDN網との相互接続

サービス対象ユーザはISDN加入者でなければならない。他のユーザは、いかなる非ISDNに属してもよい。この相互接続の場合、ユーザBとCはサービスの起動等の通知をされないことがある。

5.2 私設ISDNとの相互接続

私設ISDNは、公衆ISDNに三者通話のユーザ要求を転送することができる。これにより、三者通話は、公衆ISDNの通常の三者通話として扱われる。

ユーザBとCは、どの私設ISDNに属してもよい。サービス提供者が私設ISDNに属する場合、適切な通知は、私設ISDNから受け、公衆ISDNを通して転送される。

6．他の付加サービスとの相互作用

6.1 コールウェイティング

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 コールトランスファ

三者通話サービスを起動したサービス対象ユーザは、保有している呼のどちらかを転送するためにコールトランスファを起動できない。

サービス対象ユーザは、三者通話に関係している呼のどちらかを転送するためには、三者通話サービスをキャンセルする。

6.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.5 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.6 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.7 閉域接続

三者通話の起動成功に対して、一方の呼に適用されるあらゆる閉域接続制限は、その他の呼に適用される任意の閉域接続制限と合致しなければならない。

6.8 会議通話

三者通話とアドオン会議に呼を保留したまま交互に移行することが、三者通話のそれぞれのユーザに可能である。

サービス対象ユーザ：

三者通話をアドオン会議に切替えるために、サービス対象ユーザは、まず、三者通話をキャンセルする。結果として、1つの通話中呼と保留中呼ができる。そして、JT-I254 [] に記述されている様に、通話中呼を使って、アドオン会議を起動する。その次に、保留された呼は、アドオン会議に加わることができる。

リモートユーザが起動するアドオン会議：

網は、三者通話のリモートユーザが、別のアドオン会議の起動者となることを妨げない。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 着信転送

6.10.1 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.2 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.3 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10.4 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.11 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 三者通話

別の三者通話に呼を保留して、交互に移行することが、三者通話のそれぞれのユーザに可能である。

サービス対象ユーザ：

関係した1つか双方の呼が、1つあるいは2つの他の三者通話に参加している場合、三者通話を起動することはできない。

リモートユーザが起動する三者通話：

網は、三者通話のリモートユーザが別の三者通話の起動者となることを妨げない。

6.13 ユーザ・ユーザ情報転送

サービス 1（呼設定、呼切断時のサービス）

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

サービス 2（加入者呼出中のサービス）

サービス 2 は呼に応答した状態では適用されない。

サービス 3（通信中のサービス）

サービス対象ユーザ：

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

他の複数ユーザ：

ユーザ・ユーザ情報をユーザに、サービス対象ユーザから送受信できる。ユーザ・ユーザ情報は、ユーザ B と C の間では転送できない。

6.14 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.15 保 留

三者通話に参加している全てのユーザは、三者通話の接続呼を保留でき、後で解除できる。三者通話の 1 つのユーザの接続が保留されている間、残りのユーザは通話できる。

6.16 課金情報通知

a) 呼設定時の課金情報通知

サービス対象ユーザは、ユーザが設定した呼の課金率について通知される。

三者通話の使用に対する課金：網のオプションとして、課金情報がサービス対象ユーザに送られる。

注) ただし、網によっては課金情報を送ることができない場合がある。例えば、課金をオフライン処理する場合。

b) 通信中の課金情報通知

三者通話の別の接続のための課金：課金情報は、通信中の課金情報通知が開始されている三者通話のそれぞれの呼に与えられる。

三者通話の使用による課金：網のオプションとして、課金情報がサービス対象ユーザに送られる。

注) ただし、網によっては課金情報を送ることができない場合がある。例えば、課金をオフライン処理する場合。

c) 呼終了時での課金情報通知

三者通話の別の接続のための課金：呼終了時での課金情報通知を起動しているそれぞれの呼の終了時に、サービス対象ユーザは、課金負担について通知される。

三者通話の使用による課金：網のオプションとして、課金情報がサービス対象ユーザに送られる。
注) ただし、網によっては課金情報を送ることができない場合がある。例えば、課金をオフライン処理する場合。

6.17 優先割り込み

呼の優先レベルは、三者通話の使用で変更されない。三者通話では、最初の2つの呼の1つが割り込まれると、三者通話の残りのユーザは、割り込みの通知がされる。サービス対象ユーザが割り込まれると、全てのユーザに通知される。そして、その手順は、サービス対象ユーザが三者通話全体を切断する要求をしたのと同じようになる。

注) 非優先割り込みユーザからの発信呼、あるいは、非優先割り込みユーザへの生起呼は割り込まれない。

6.18 優先

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

(着信課金は、それぞれの呼に個別にして適用される)

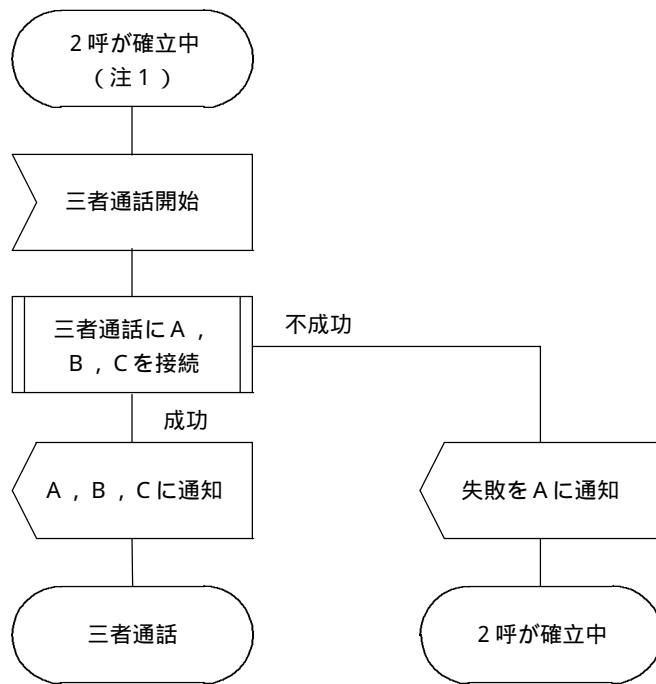
注) 三者通話の使用による料金は、着信課金の影響を受けない。

6.22 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

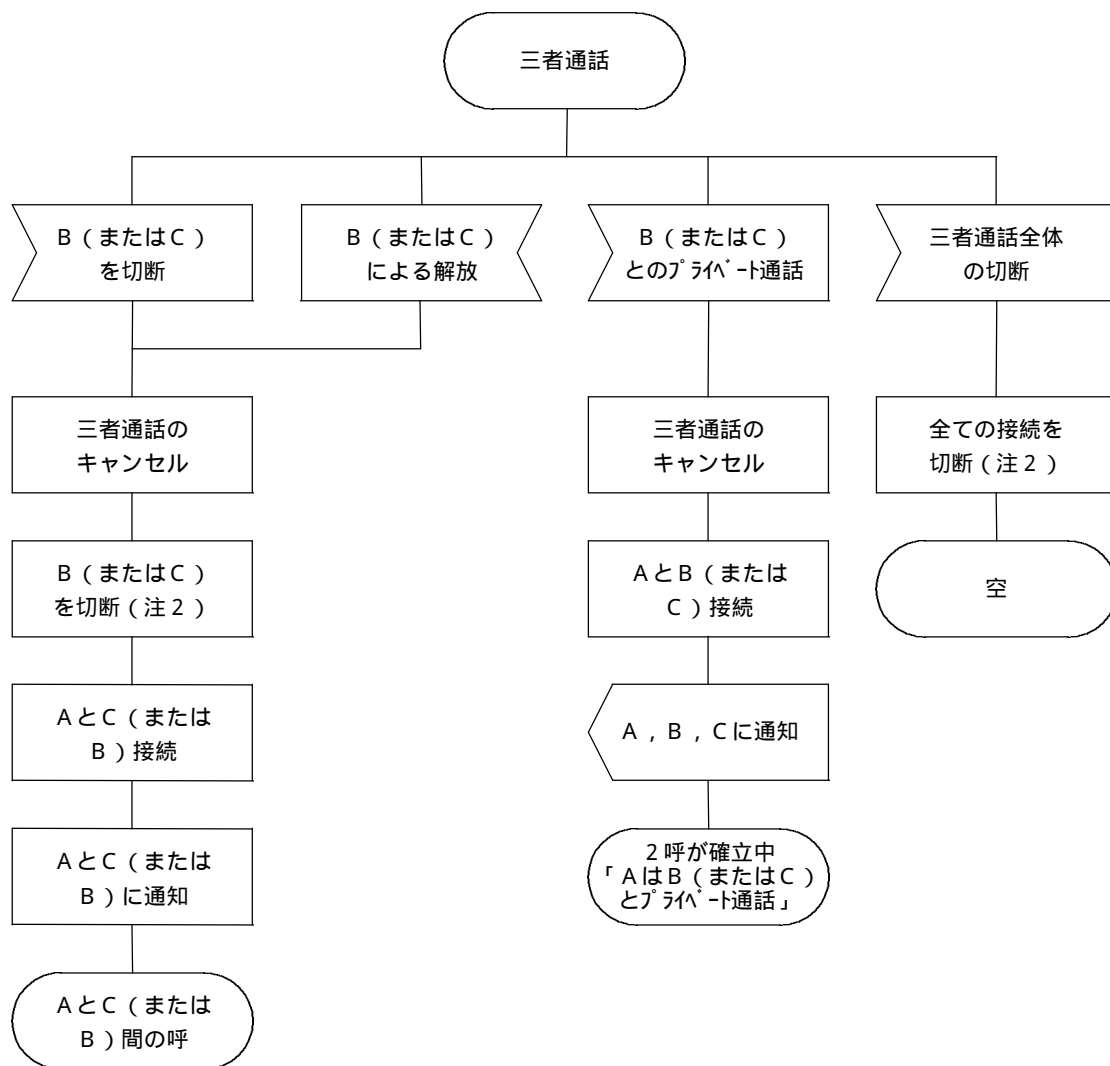
7 . 動的記述

本サービスの動的記述を図7 - 1 / J T - I 2 5 4 [] に示す。



(注1) ユーザAは、ユーザBとの1つの通話中呼とユーザCとの1つの保留中呼を持っている。

図7 - 1 / JT - I 2 5 4 () 三者通話のSDL図 (1 / 2)
(ITU-T I.254.2)



(注2) 表示は、基本呼手順の一部と同様に送られる

図7 - 1 / JT - I 2 5 4 () 三者通話のSDL図 (2 / 2)
(ITU-T I.254.2)

用語一覧 (J T - I 2 5 4 [])

[A]	
active call	通信中呼
add-on conference	アドオン会議
AOC-D	課金情報通知
AOC-E	課金情報通知
[C]	
charging rate	課金率
[E]	
erasure	削除
[M]	
multi-level precedence and preemption	優先割り込み
[N]	
non-ISDN	非 I S D N
[P]	
party	ユーザ
private ISDN	私設 I S D N
public ISDN	公衆 I S D N
[S]	
served user	サービス対象ユーザ
service provider	サービス提供者
[T]	
three-party supplementary service	三者通話
three-way conversation	三者通話
[U]	
UUS,Service 1	サービス 1
UUS,Service 2	サービス 2
UUS,Service 3	サービス 3

[V] ミート・ミー会議

1. 定義

この付加サービスは、会議ブリッジにアクセスする全ての参加者に対し、2人以上の参加者間の通話を調整する能力を1人のユーザに対して与えるものである。

2. 解説

2.1 概要

ミート・ミー会議付加サービスは、そのサービス対象ユーザによって事前予約された指定時刻に活性化される。適当な時刻に各々の会議参加者は会議ブリッジへアクセスするために、予約された会議へ接続させる特別な番号をダイヤルしなければならない。

全ての指示については、インバンド 且つ / 又は アウトバンドにて送信される。

2.2 特殊用語

以下に解説を示す。サービス対象ユーザは会議を予約する人である。

他のユーザは「会議参加者」と呼ばれる。

参加者はサービス対象ユーザ、又は会議参加者のどちらにもなりうる。

特別な番号：会議接続用に割り振られた番号である。

2.3 テレコミュニケーションサービスに適用する場合の条件

この付加サービスは音声トラヒックを運ぶ全てのサービスに対して適用可能である。

3. 手順

3.1 サービス提供 / 取消

このサービスは事業者との契約なしに提供可能である。

また、事業者側の理由によりサービスが取り消されることもある。

3.2 通常手順

3.2.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

3.2.1.1 サービスの活性

このミート・ミー会議付加サービスは、サービス対象ユーザによって事前予約したある指定期間に活性化される。

予約から会議の活性化までの時間には制限がつけられる。

予約後、サービスが活性化される前に開催期間を変更することができる。

3.2.1.2 サービスの非活性

会議の解放

会議のスケジュール時刻が終わると、その会議は解放され、接続している全ての参加者も自動的に解放される。

その解放の前には会議の接続終了を知らせるため、特定のインバンド 且つ / 又は アウトバンドの情報が参加者へ送出される。

この情報をいつ、どのように与えるかはサービス提供者のオプションである。

3.2.1.3 サービスの登録

このサービスは、サービス対象ユーザによって通話時刻の予約を必要とする。

この予約は、オペレータ経由、或は自動的（例：ビデオテックス通信を利用した予約センタ等）に行われる。

予約手順については本標準の範囲外である。

サービス対象ユーザによって用意され、ネットワークへ登録するのに必要な情報を次に示す。

- 会議の開始日と時刻；
- 継続期間、或は終了日時；
- 最大同時参加人数

サービス対象ユーザはその会議が開始される前であれば、この情報を修正したり、会議をキャンセルする要求を出せる。

登録受付されている場合は、特別な番号及び会議リソースはその会議に対し暫定的に配備される。

その特別な番号は、サービス対象ユーザに対して示され、サービス対象ユーザはその番号を会議参加者へ伝える必要がある。

会議への最大同時参加人数は制限されうる。（例：10人迄）

3.2.2 サービスの消去

サービスの消去については、この標準の範囲外である。

3.2.3 シーケンスの起動と動作

会議への接続

適当な時刻に、各々の参加者が会議ブリッジに接続するために、予約済みの会議に設けられた特別な番号をダイヤルしなければならない。加えて、発呼者は会議参照番号 且つ/又は セキュリティパスワードを指定する必要がある。

会議開始時刻よりも前、T分（例：T = 2）以内に呼が到着した場合には、その呼は接続され、この情報がインバンドで送られる場合は、発信者には会議がまもなく開始される旨が通知される。この情報がアウトバンドで送られる場合は、会議の開始時刻が通知される。Tの値はサービス提供者によるオプションである。会議開始時刻前には参加者間の通信が行われる可能性はない。会議が開始された後は、接続された参加者にはインバンド 且つ/又は アウトバンドで会議が開始された旨が通知される。

このサービスは、最初の参加者が特別な番号をダイヤルすることにより呼び出される。

- a) 開始時刻の後、終了時刻の前、又は、
- b) 開始時刻の前T分以内

会議開始時刻の後に、最初の会議参加者に他の参加者が会議に参加するまで、ある情報が通知される。会議への接続は、最大同時参加者数になるまでその会議の継続期間であれば許される。

1人或はそれ以上の参加者が会議へ接続されている際に、新たな参加者がその会議に接続しようとしている時はいつでもその他の参加者へインバンド 且つ/又は アウトバンドの指示が送信される。新たな参加者がその会議へ追加されれば、既に参加している人は新たな参加者と話しができる。

サービス提供者のオプションであるが、新たな参加者の認証情報（例：発信者名、発信者番号）が利用可能な場合には、既に接続されている参加者へ提供される。

会議の切断

いかなる時も、各参加者は会議装置から抜けることができる。（通常の呼解放手順）

3.2.4 照会

適用されない。

3.3 例外手順

3.3.1 サービスの活性 / 非活性 / 登録

適用されない。

3.3.2 サービスの消去

適用されない。

3.3.3 シーケンスの起動と動作

最大同時参加人数に達した際には、特別な番号を用いた全ての新たな呼は、相手ビジー呼として拒絶される。仮にある参加者が会議から抜けた後は、通常手順は適用される。

管理の要求条件

いつでもオペレータは、進行中の会議へ接続したり、或は、特別な手順によって各独立した参加者同士を接続したりする能力を持っている。この手段は本標準の範囲外である。

以下はオペレータへ許容される例である。

- 伝送品質のチェック
- アクセスの切断による参加者解放
- サービス対象ユーザに対して管理上の理由を知らせる

オペレータが加わったことについて、特別なインバンド 且つ / 又は アウトバンドの情報が参加者へ通知するために送信される。

会議中に、オペレータはサービス対象ユーザから来る修正要求に応じていくつかのパラメータを修正する。

- 会議の終了時刻
- 最大同時参加人数

注) 会議の終わりが近づいた事を知らせるインバンド 且つ / 又は アウトバンドの警告が得られない際に会議継続期間が消滅した場合には、その会議は警告が無くても解放しうる。

開始時刻前 T 分以上に受信した (会議装置への) 呼は拒絶される。

この場合、拒絶された呼と関連する特別なインバンド 且つ / 又は アウトバンドの情報が発信者に対して送出される。

3.3.4 照会

適用されない。

4 . 課金のための網機能

課金原則は、この標準の範囲外である。

5 . 相互接続での要求条件

5.1 非 I S D N との相互接続

会議参加者は公衆交換電話網と、回線交換モードサービスをサポートするその他の網に属する。

5.2 私設 I S D N との相互接続

私設網へ接続されたユーザにより、会議が呼び出されることも可能である。私設 I S D N へ接続された相手ユーザも会議に参加することが可能である。

6 . 他の付加サービスとの相互作用

6.1 課金情報通知

6.1.1 呼設定時の課金情報通知

会議ブリッジへ、おのおのが接続される料金であるため、どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.2 通信中の課金情報通知

会議ブリッジへ、おのおのが接続される料金であるため、どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.1.3 呼終了時の課金情報通知

会議ブリッジへ、おのおのが接続される料金であるため、どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.2 保留

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.3 コールトランスファ

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) サービス提供者は転送中の呼が会議へ接続するのを防止する適当な手段を講じる。その想定される手順はこの標準の範囲外である。

6.4 コールウェイティング

どの会議参加者も、ミーティングに参加している間でも、待機中の呼の表示を受信できなくてはならない。その時会議参加者が会議への呼を保留し、その後続いて待機中の呼に応答する。

6.5 閉域接続

サービス提供者は、閉域接続のメンバーに会議への特別な接続を許すことができる。

6.6 再呼出し

6.6.1 無応答時再呼出し

ミーティングの呼に対して、無応答時再呼出し付加サービスを活性化する試みは、拒否される。

6.6.2 話中時再呼出し

ミーティングの呼に対して C C B S 付加サービスを活性化する試みは拒否される。

6.7 会議

6.7.1 会議通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) サービス提供者はアドオン会議の呼がミーティングへ接続するのを防止する適当な手段を講じる。

その想定される手順はこの標準の範囲外である。

6.7.2 ミート・ミー会議

適用されない。

6.7.3 プリセット会議通話 (未標準)

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) サービス提供者は他と結合しているプリセット会議の呼が、ミーティングへ接続するのを防止する適当な手段を講じる。その想定される手順はこの標準の範囲外である。

6.7.4 三者通話

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

注) サービス提供者は他と接続している三者通話の呼が、ミーティングへ接続するのを防止する適当な手段を講じる。その想定される手順はこの標準の範囲外である。

6.8 着信転送

6.8.1 呼毎着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.2 ビジー時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.3 無応答時着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.8.4 無条件着信転送

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.9 ダイレクトダイヤルイン

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.10 通信中ペアラ切替え

通信中ペアラ切替え付加サービスは会議呼には適用されない。

6.11 ISDNフリーフォン (未標準)

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.12 代表

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.13 悪意呼通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.14 優先割り込み

すべての会議への接続はサービス対象ユーザにより選択された、会議の優先順位で処理される。会議参加者が占有された場合には、すべての会議参加者はインバンド 且つ / 又は アウトバンドで知らされる。

6.15 複数加入者番号

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16 名前通知

6.16.1 発信者名通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.16.2 発信者名通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17 番号通知

6.17.1 発信者番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.2 発信者番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.3 接続先番号通知

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.17.4 接続先番号通知制限

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.18 発信規制

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.19 着信課金

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.20 サブアドレス

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.21 私設番号計画サポート

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.22 端末移動

どちらの付加サービスも、他の付加サービスの動作に影響を及ぼさず両立する。

6.23 ユーザ・ユーザ情報転送

ユーザ・ユーザ情報転送はミーティング（サービス1もしくは2）の起動中と、ミーティング（サービス3）実行中には利用することができない。

ユーザ・ユーザ情報転送付加サービスの手順に従えば、ユーザ・ユーザ情報は破棄されるか、会議への呼が拒否される。

用語一覧 (J T - 2 5 4 [])

[A]

administration requirements	管理の要求条件
administration	事業者
administrative reasons	事業者側の理由
and/or	且つ/又は

[C]

calling name	発信者名
calling number	発信者番号
circuit-mode services	回線交換モードサービス
circuit-mode	音声トラヒックを運ぶ
conferees	会議参加者
conference bridge	会議ブリッジ
conference resource	会議リソース

[I]

in-band	インバンド
---------	-------

[M]

meet-me	ミート・ミー
---------	--------

[O]

out-band	アウトバンド
----------	--------

[S]

security password	セキュリティパスワード
served user	サービス対象ユーザー

[V]

videotex	ビデオテックス
----------	---------

第3版作成協力者(1997年9月4日現在)

第二部門委員会

部門委員長	岡田 忠信	日本電信電話(株)
副部門委員長	藤岡 雅宣	国際電信電話(株)
副部門委員長	郷原 忍	(株)日立製作所
	小林 昌宏	東京通信ネットワーク(株)
	貝山 明	NTT移動通信網(株)
	武田 孝明	エヌ・ティ・ティ・データ通信(株)
	萩原啓司	住友電気工業(株)
	田中 公夫	ノーザンテレコムジャパン(株)
	稲見 任	富士通(株)
	田中信吾	(財)電気通信端末機器審査協会
	前川 英二	日本電信電話(株)
	加藤 周平	沖電気工業(株)
	飛田 康夫	三菱電機(株)
	竹之内 雅生	国際電信電話(株)
	保村 英幸	日本電信電話(株)
	関谷 邦彦	(株)東芝
	太田 正孝	(株)日立製作所
	杉山 秀紀	日本アイ・ビー・エム(株)
	富久田 孝雄	日本電気(株)
	三浦 章	日本電信電話(株)
	舟田 和司	国際電信電話(株)
	竹内 宏則	松下通信工業(株)
	三宅 功	日本電信電話(株)
	加藤 聰彦	国際電信電話(株)
	川勝 正美	沖電気工業(株)
	原 博之	日本電信電話(株)

第二部門委員会 第四専門委員会

専門委員長	三浦 章	日本電信電話（株）
副専門委員長	舟田 和司	国際電信電話（株）
副専門委員長	竹内 宏則	松下通信工業（株）
	佐藤 晃一	第二電電（株）
	中須 義樹	東京通信ネットワーク（株）
	岡村 秀雄	日本テレコム（株）
	茂木 雅彦	日本電信電話（株）
	前田 孝浩	大阪メディアポート（株）
	菊池 隆夫	岩崎通信機（株）
	品田 康行	沖電気工業（株）
	大部 豊	（株）田村電機製作所
	日高 功晴	（株）東芝
	梅田 孝志	東洋通信機（株）
	山中 浩充	日本電気（株）
	石谷 陽一	（株）日立製作所
	豊田 雅幸	富士通（株）
	木下 裕介	三菱電機（株）
事務局	中村 剛万	TTC 第2技術部

J T - I 2 5 4 検討グループ（SWG2）

リーダー	茂木 雅彦	日本電信電話（株）
	前田 孝浩	大阪メディアポート（株）
	菊池 隆夫	岩崎通信機（株）
	品田 康行	沖電気工業（株）
	大部 豊	（株）田村電機製作所